

がんばる子育て家庭支援融資 (富山県制度資金)

(2022年4月1日現在)

商 品 名	がんばる子育て家庭支援融資 (富山県制度資金)
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> 以下の条件をすべて満たす方。 <ol style="list-style-type: none"> ①申込時年齢が満18歳以上満65歳以下の方で、完済時の年齢が満70歳未満の方。 ②学校等に入学または在学する子どもを含めて3人以上の子どもを持ち、県内に1年以上居住している方。 ③同一事業所に1年以上勤務されている、または同一事業を1年以上営業している方。 ④一般社団法人しんきん保証基金の保証が受けられる方。 ※親が県外へ単身赴任中の場合は、保護者のいずれかが、県内に1年以上居住していれば対象となります。 ※対象となる学校とは、学校教育法に規定する、大学、大学院、短大、専門学校(専門課程に限る)、高等専門学校それらに相当する外国の学校や高等学校、中学校、小学校、幼稚園や認定こども園、認可保育所等。 ※「3人以上の子ども」の取扱いについては、子の結婚、就職、別居のいずれかの場合も対象とします。 ※「3人以上の子どもを持つ方」の範囲については、親がわりに養育している方も対象とします。 ※離婚している場合は、原則生計単位で判断します。
お 使 い み ち	<ul style="list-style-type: none"> ・申込人または申込人の子弟・孫・被扶養親族にかかる次の資金。 <ol style="list-style-type: none"> ①就学する学校等への1年分の納付金 ②就学に係る1年分の付帯費用(100万円以内) ③申込人が①または②を用途として当金庫を含む金融機関(日本政策金融公庫を含む)および信販会社から借入れたローンの借換え資金(しんきん保証基金保証付教育カードローンは除く)および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料。(※但し、前記①または②と合わせた申込に限りませう。) ・「納付金」には寄付金・学校債、いわゆる滑り止め受験で合格した学校への入学金を含みます。 ・「付帯費用(最長1年分100万円以内)」は、受験費用、教材費、下宿費用(敷金・礼金・家賃)、交通費、引越費用など。 ※ご融資金額は原則振込とさせていただきます。
ご 融 資 限 度 額	<p>居住形態により次の通りとなります。但し、お子さんの数から2を差引いた人数を利用の限度とし、1世帯の利用限度額を1,500万円とします。</p> <p>①自宅通学の場合：子1人につき300万円まで ②自宅外通学の場合：子1人につき500万円まで</p>
ご 利 用 期 間	10年以内(据置期間4年以内) ※据置期間は対象学校により異なります。
ご 融 資 利 率	<p>固定金利 年1.00%(県の利子補給制度が適用される場合は、利子相当分が還付され実質無利子)</p> <p>【借入に係る利子補給制度】</p> <p>23歳未満の子を対象にした融資に係る利子については、借入者が年度内に支払った利子相当額を翌年度に県が利子補給する制度により実質無利子となります。</p>
ご 返 済 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月元利均等・元金均等の分割返済があります。 ・ご融資金額の50%を上限とし、半年毎の増額返済の併用もできます。
保 証 会 社 保 証 料・保 証 人	<p>保証会社 … 一般社団法人しんきん保証基金</p> <p>保証料 … 年0.48%(ご融資時に別途一括先払いとなります。) ※例は元利均等返済のものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご融資金額(100万円)で5年返済の場合 … 12,600円 ・ご融資金額(100万円)で10年返済の場合 … 26,100円 <p>※リピートプランの場合 年0.38%</p> <p>(リピートプランは一定のローン取引のある方・カードローンを同時申込みの方などが利用できます。)</p> <p>保証人 … 原則不要です。</p>
ご提出していただくもの	<ol style="list-style-type: none"> ①ご本人確認資料 <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証。但し、お申込人が運転免許を取得していない場合は健康保険証。 ②年収をご確認できる資料 <ul style="list-style-type: none"> ・公的所得証明書、源泉徴収票、確定申告書控のいずれか1通。 ③その他の資料 <ul style="list-style-type: none"> ・ご家族全員が記載されている住民票。また必要に応じて戸籍謄本。

<p>苦情処理措置 紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または「ご意見・ご要望受付窓口」(9時～17時、電話：0120-964-522)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 富山県弁護士会紛争解決センター(電話：076-421-4811)、金沢弁護士会紛争解決センター(電話：076-221-0242)、福井弁護士会紛争解決センター(電話：0766-23-5255)、東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記「ご意見・ご要望受付窓口」または全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3571-5825)にお申し出ください。</p> <p>また、お客さまから、上記各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京の三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、前記弁護士会、当金庫「ご意見・ご要望受付窓口」もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
<p>そ の 他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・お申込みに際しては、事前に審査させていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ・現在のご融資利率やご返済の試算、ご用意いただく書類、その他の条件につきましては当金庫本支店までお問い合わせください。 ・繰上償還等の手数料については、別紙「融資に関する手数料一覧」をご覧ください。